

# 近世奈良町の号所

## はじめに

近世奈良町には号所<sup>(1)</sup>と称される場所が存在した。号所とは一体いかなるものなのであろうか。本稿では、この問題について、管理の実態分析を中心とした整理作業を試みたい。

永島福太郎氏によると、号所は中世から伝来し、慶長七年（一六〇二）に徳川家康によって地子免許された、社寺の公人ないし職人の居宅地のことであるという。また、これらは免課地であり、この免課は彼らに与えられた特権であったとされている<sup>(2)</sup>。

永島氏の指摘以後、号所に関しては、町共同体のあり方を問題とする視角から言及されてきた。特に鎌田道隆氏・近世奈良町研究グループや大宮守友氏が行った町方文書の分析によって号所の諸形態が判明した<sup>(3)</sup>。例えば、号所が売却・転売されたことや借家にされたこと、号所居住者から号所所有者に対して地子米が支払われていたことや、号所居住者が町役を負担していたこと等々新たな事実が提示された。また、猪又規之氏や土本俊和氏は、これらの成果に基づき、号所の展開について略述されている<sup>(4)</sup>。

以上のように、近世奈良町の号所は、総じて、次に掲げる鎌田氏に

## 水谷友紀

よる考察に象徴されるがごとく、「江戸時代前期には既に号所本来の機能も制度も失われつつあったが、地子徴収権という形で中世的土地所有の遺制」は継続しており、その一方、町儀支出の事実から、「近世の町に存在している以上は、町から完全に独立することはできなかった」と評価されてきた<sup>(5)</sup>。

右のような従来の評価について概ね異存はない。しかし、これまで町との関係に重点がおかれて論じられてきたため、号所と寺院の権利負担関係や号所の売却方法、町役負担と号所居住者の性質についての追究が十分になされておらず、〈号所―寺院―町〉という三者がいかなる関係にあったのか、未だ総括的な検討はなされていないと思われる。

詳しくは後述するが、町に点在して他の家屋敷と軒を連ね存在していた号所は、幕府の朱印状により、寺院の管轄として認可された土地であった。そのため、号所が存在した町では、奈良奉行所管轄下の家屋敷と号所が入り組んだ状況にあったのである。こうした状況に鑑みると、号所の管理をめぐる問題は、その町の住民にとっての重要な懸案であったと思われる<sup>(6)</sup>。ひいては近世奈良町社会の有り様を考察する格好の素材になると考える。

窓  
そこで、本稿では、特に管理という側面に焦点をしばって、号所と号所が存在した町と寺院の関係について整理し、近世奈良町の社会構造を考えるための一助としたい。

## 第一章 号所管理の特質

号所の存在する町では、どのような問題が発生していたのだろうか。試みに奈良奉行所の記録をみてみると、町が号所の町役不勤を訴えている記事が確認された。第一節では、この相論の内容から町の主張や奉行所の対応を検討し、号所管理の特質を考えていきたい。

### 第一節 号所をめぐる相論

#### 【史料1】

天氣吉

(宝永二年・一七〇五・二月)

一、同四日

一、角振町杉原屋久右衛門号所家之義、町  
出シ物子酒・表替・仁王会之出シ物ハ  
出シ不申、町之自身番・□すり番●ハ相  
勤不申、月々之番銭・番所之入用・手桶  
番ハ相勤申筈也

#### (中略)

一、右角振町号所之義、天文年中以後相勤来候へ共、此度出シ  
不申候ニ付、<sup>角振町</sup>御訴訟申上候得共、号所之義被仰付無之候へ  
共、内證清涼院へ被仰渡候故、右之通相勤可申旨申候、依之  
角振町へ内證申渡候様ニと被仰渡候故、内證申埒明申候

右の史料は、奈良奉行所の末端役人である町代が記録した勤務日記にみえる、宝永二年(一七〇五)一二月四日の記事から抜粋したもの

である。<sup>(8)</sup>この相論は、角振町が「杉原屋久右衛門号所」の町役不勤を奈良奉行所に訴え出したことを出発点としている。

さて、角振町の主張をみてみよう。傍線部(1)によると、この号所は町に対して「出シ物子酒・表替・仁王会之出シ物」は出さない、「町之自身番・□すり番」と「門之入用」は勤めない、「月々之番銭・番所之入用・手桶番」は勤めるといふように、号所と町の間では、町儀支出や町役負担の内容を取り決めていたことが判明する。このことより、傍線部(2)のごとく、町が「此度出シ不申候ニ付」として奈良奉行所へ訴えたのは、この号所が本来負担すべき「月々之番銭・番所之入用・手桶番」を怠ったためと考えられる。なお、町の主張では、この号所は「月々之番銭・番所之入用・手桶番」を「天文年中」以来勤めてきたとしているが、負担の来歴はつまびらかではない。

一方、奈良奉行所はどのような対応をしたのか。傍線部(3)をみてみると「号所之義被仰付無之候へ共」とある。つまり、号所の件であることを理由に、号所に対して正式に命令を下さなかったのである。そのかわりに、奉行所は東大寺清涼院へ内々に命令している。そして傍線部(4)に「右之通相勤可申旨申候」とあるように、東大寺清涼院が、角振町の主張通りに町役を勤めるよう、号所に通達した。東大寺の連絡先が清涼院であるのは、当時清涼院が東大寺年預であったためと思われる。<sup>(15)</sup>最終的には、奉行所が東大寺の対応を内々に角振町へ通達するよう町代に命じ、一応の解決をみている。

ではなぜ、奈良奉行所は自ら号所に対して指示せず、東大寺清涼院へ内々に命令したのだろうか。ここで注目されるのが、傍線部(3)の「号所之義故」という部分である。すなわち、問題の土地が東大寺の

号所であったことが理由と考えられるのである。

時期は少し遡るが、寛文一〇年（一六七〇）に作成された「東大寺諸役人町方江入組居屋敷之覚」<sup>(16)</sup>を見てみよう。これは、東大寺年預が奈良奉行所に提出する目的で作成したものの写と思われる。内容は、八幡宮<sup>(18)</sup>神人や三倉役人等<sup>(19)</sup>、東大寺諸役人の居屋敷・所持者等からなっており、この中に「杉原屋久右衛門」の名前も確認された。その名前右傍らには「同公人」<sup>(20)</sup>という肩書きがみえ、屋敷所在地は角振町と表記されていた。このことから「史料1」でみた「杉原屋久右衛門号所」は東大寺の号所であったといえよう。

以上のことより、右の相論でみた奈良奉行所の対応は、号所という土地の帰属性に依拠したものであったことが指摘でき、ここに号所と寺院の関わりが窺えるのである。また、東大寺清凉院から号所への通達内容からは、号所居住者の生活が、実態として町内組織と密接な関係にあったことが看取される。すなわち、前者からは、土地の帰属性に基づいた寺院と号所の「タテの關係」、後者からは、町役負担に示される町と号所の「ヨコの關係」が指摘され、この二つの関係が交差しているところに、号所管理の特質を見い出せるのである。

## 第二節 号所の由来

前節では、宝永二年（一七〇五）の相論を事例にして号所管理の実態を検討し、号所と寺院、号所と町の関係が交差している状況にあったことを指摘したが、そもそも号所にはどのような由来があるのだろうか。この点について由緒書から検証してみよう。

### ① 由緒書の内容

#### 「史料2」

号所地御尋ニ付奉申上候

大和国第一大区三小区奈良北室町

從五位松園尚嘉元家来

原忠慎

北室町七番地

東大寺大仏師号所

坪数九拾五坪

今般号所地由緒御調ニ付、左ニ奉申上候、右地所之義へ、東大寺

八幡宮神人公人并三倉役人二十八石御朱印地之内（後略）

右の史料は、北室町<sup>(21)</sup>の号所に関する由緒書からの抜粋である。ここでは後略とした部分から、「松園尚嘉」<sup>(22)</sup>（元大乘院門跡）の家来であった原忠慎<sup>(23)</sup>が、明治九年（一八七六）に「旧奈良県」と「戸長」に提出したものの写とわかる。さらに史料中の「東大寺大仏師号所」という表記から、東大寺関係の号所であったことが窺える。なお、原忠慎がこの号所を入手した事情は未詳である。

ここで注目されるのは、傍線部「東大寺八幡宮神人公人并三倉役人二十八石御朱印地之内」の部分である。すなわち、この由緒書は、号所が朱印状によって認められた土地の一部であることを示唆しているのである。

さて、右の由緒書は東大寺の号所に関するものであったが、その他には興福寺関係の号所も存在していた。試みに、一乗院門跡の家来が交替で記録した勤務日記である「一乗院御用日記」<sup>(24)</sup>をめぐってみると、天保一四年（一八四三）の事例であるが、次の様な記載が見られ

【史料3】

(天保一四年・二八四三)  
二月十九日晴

森田越後介則名

一、高天法印の号所地方書附出ル

北市町東側ニ在之

一、私居宅号所地間口十九間貳尺  
奥行貳十間貳尺 一ヶ所

右者慶長七年八月 春日興福寺諸役人屋地子 御免除

高百六拾三石余之内ニ御座候

右之外町方之内支配之号所地一切無御座候、此段申上候、以上

天保十四卯年二月 高天法印 印

二條法眼殿

内侍原法眼殿

森田越後介殿

右の史料は二月一九日の記述から抜粋したものである。差出の「高天法印」と宛所の「二條法眼」・「内侍原法眼」はいずれも一乗院門跡坊官、また、「森田越後介」は寺侍であった。<sup>(25)</sup>なお、森田越後介は、日記の日付下に名前がみえるため、この日の当番であったと思われる。右の日記には同年二月に、奈良奉行所が「町方之内支配号所地之分発端・所持主・当時住居之人体」の調査を行った形跡があり、<sup>(26)</sup>このことから、右の史料は、高天法印からの報告を書き留めたものと判断される。なお、日記には他の家来からの報告も確認できる。<sup>(27)</sup>それでは、内容をみていこう。この号所は北市町にあり、<sup>(28)</sup>「私居宅」という記述から、高天法印が実際に居住していたことが判明する。さ

らに傍線部分をみてみると、この号所の発端は、慶長七年八月に免除された「春日興福寺諸役人屋地子」一六三石余の一部という。つまり【史料2】 【史料3】でみた由緒書の内容に従えば、号所の由来は、朱印状の発給や慶長七年八月の屋地子免除に関係があることを指摘できるのである。

② 慶長七年の朱印状

先に指摘した号所の由来に留意して、興福寺や東大寺に伝来する文書を紐解いてみると、次のような朱印状の写が確認された。

【史料4】

春日社興福寺諸役人町役并屋地子百六拾参石余、永所令免許也

<sup>(一六〇二)</sup>  
慶長七年壬寅八月六日御朱印

【史料5】

東大寺八幡宮神人公人并三倉役人大童子居屋敷貳拾八石余、永所

寄附也

慶長七年壬寅八月六日

【史料4】は興福寺に、【史料5】は東大寺に伝来した、徳川家康が発給した朱印状の写である。<sup>(29)</sup>前者は、「春日社興福寺諸役人」の町役と屋地子一六三石余を免許し、後者は、「東大寺八幡宮神人公人并三倉役人大童子」の居屋敷二八石余を寄附している。

「はじめに」でふれたように、号所には中世以来の伝統があった。中世の公人に関する考察で、特に室町期の号所の実態に言及された平澤悟氏は、号所が原則として非課税特権を持ち、公人以下寺社下部・寄人のすべてが号所と称されたことを指摘している。<sup>(31)</sup>平澤氏が検討さ

れた時期から慶長期までの号所の実態は、今のところ未詳であるが、氏の見解を念頭において【史料4】【史料5】の家康朱印状をみてみると、慶長七年の朱印状発給の際には、まず寺社の諸役人らが集団として認められ、彼らが居住する家屋敷（土地）の地子が免許され、免除地に認定されたと思われる<sup>(32)</sup>。言い換えれば、その家屋敷（土地）を所持していた人を基準に土地区分が行われ、免除地と認められた号所が寺院の管轄地に確定されたと考えられるのである。

一方、奈良の町々でも、織豊期の段階を経て、慶長七～九年（一六〇二～一六〇四）の検地実施により、屋敷一筆ごとの面積・石高・持主等が登録され、町域の画定が行われた<sup>(33)</sup>。さらに、寛永一年（一六三四）の地子免許<sup>(34)</sup>によって、奈良町は幕府の直轄地として、その出先機関である奈良奉行所の管轄下とされた。

以上のように、近世初期に実施された検地や地子免許によって、奈良町は奈良奉行所管轄地とされ、号所は寺院管轄地として位置づけられたといえよう。

### 第三節 土地・人の把握

ここまでみてきたように、中世以来の伝統を持つ号所は、慶長七年（一六〇二）の朱印状発給を契機に寺院管轄地として位置づけられたのであった。では、寺院による号所の土地・人間に対する把握状況はいかなるものであったのだろうか。本節では、町絵図と宗門改帳を使用し、そこに号所や号所居住者がどのように表記されているか検討し考えていきたい。

次に掲げた図1角振町絵図は、同町に伝来した「奈良角振町地面百

歩一之大絵図<sup>(35)</sup>」をもとに筆者が作成したものである。原本の町絵図には、明和九年（一七七二）の年紀があり、「右此度徒<sup>(徒)</sup>御番所様地面依御改新撰之」との記載から、この町絵図原本は奈良奉行所による調査の際に作成されたことが判明する<sup>(36)</sup>。

さて図1を眺めてみると、角振町は南北の通りと東西の通り（現在の三条通り）が交差する辻のほぼ周囲と、隣町との境界に設置された木戸までを町域としていたことがわかる。号所は網掛にて示した部分である。図の上部、南北の通りに面して西側の「興福寺御廊号所地」、東西の通りに面して北側の「春日御旅所御神鏡号所地」、東西の通りに面して南側の「東大寺公人号所地」の三ヶ所が確認される。これらを一見して明らかないように、号所は他の家屋敷に入り組む形で存在していたのである。また、図1にみえる号所は、他の家屋敷の記載とは異なり、興福寺や春日、東大寺という寺社の名称を冠した表記がなされていることを指摘できよう<sup>(37)</sup>。なお、こうした状況は他の町絵図からも窺える<sup>(38)</sup>。

さらに、図1の原本には、次のような記載があった。

#### 【史料6】

公役四拾菴軒 但内割四拾六軒

外ニ

春日御旅所御神鏡号所 菴ヶ所

興福寺御廊号所 菴ヶ所

東大寺公人号所 菴ヶ所

以上

右の史料にある「公役」の軒数は、奈良奉行所が各町に対して割り



付けた「町掛り」などと称される賦課の基準のことである。<sup>(39)</sup> こうしたことから、号所と「公役」の家とが、管轄上明確に区別されていたことが判明するのである。

以上のように、町絵図の表記を検討した結果、号所に対する土地把握は、屋敷一筆ごと及んでいたことが看取された。<sup>(40)</sup>

では、号所居住者の把握はどのようになされていたのか。幸い東向<sup>(41)</sup>北町に寛政期から幕末までの宗門改帳が残存しており、その様子を窺うことができる。試みに寛政一〇年（一七九八）の宗門改帳<sup>(42)</sup>でみると、帳面末尾に次のごとく記されていた。

【史料7】

右之外ニ

一 乗院宮様御号所

一 乗院宮様御家来

西之坊友輔

右者一 乗院宮様江宗旨手形差上被申候

興福寺専当号所

伊勢屋孫四郎借家

鶉屋小三郎

右者興福寺専当仲ヶ間江宗旨手形差出申候

傍線部をみると、右の号所居住者の宗旨手形の提出先は「一乗院宮様」「興福寺専当仲ヶ間<sup>(44)</sup>」と表記されている。一方、他の町民の宗旨手形提出先は、惣年寄・町代宛であった。すなわち、宗門改帳の表記からは、号所居住者は他の住民と違い、〈寺院―号所居住者〉という系統で人的把握がなされていたことが指摘できるのである。また、宗

旨手形の提出先から一乗院関係の号所も存在していたことがわかる。さらに号所によって提出先が異なることから、寺院の中で幾つかの集団が存在していたことが窺えよう。

以上のように、明和期および寛政期の一八世紀後半の町絵図や宗門改帳の表記を中心に検討した。その結果、当該期において、寺院（興福寺・東大寺）による号所の土地・人に対する把握はある程度及んでいたことが明らかになった。また、ここで指摘した〈寺院―号所（居住者）〉という系統による土地・人の把握は、少なくとも近世初期の段階まで遡るものと考えられる。<sup>(46)</sup>

第二章 号所と寺院

前章では、号所が存在する町は、奈良奉行所管轄の家屋敷と寺院管轄の号所が入り組んだ状況にあったこと、号所に対する寺院の人・土地の把握が、屋敷一筆ごと及んでいたことを確認した。それでは、号所居住者は、寺院とどのような関係にあったのだろうか。これは「はじめに」でも掲げた、鎌田氏の分析でもすでに指摘されている地子米の支払がある<sup>(47)</sup>。後述するように、地子米の支払には、寺院への役負担と関わっていくつかケースがあったのだが、この点については、十分な検討が加えられていない。そこで、第一節では、まず、鎌田氏が指摘された東向北町の号所居住者による地子米支払の実態を再度確認し、その上で、他の号所の場合を検討していきたい。

第一節 地子米の支払

ここでは「号所屋鋪町役之義ニ付町内ノ御願ニ罷出候故号所住居之

窓 者相改帳帳」(以下「改帳」と省略)という史料を中心的な素材にして

史 号所と寺院の関係を考えてみたい。この史料は、号所の居住者や町役  
負担、寺院との関係について、町代が町からの願出にもとづき記録し  
たものである。町からの願出は、享保七年(一七二二)に興福寺六方  
中が町に対して号所の町役負担停止を指示したことが契機となってい  
る。<sup>(48)</sup>このことから、「改帳」に記載されているのは、興福寺関係の号  
所と判断される。願末は今のところ判然としないのだが、「改帳」か  
らは、号所居住者の町役負担状況や寺院との関係等が窺えるため、号  
所管理の実態を考察するという本稿の目的からすれば、大変興味深い  
素材といえる。そこで、記録内容をいくつか抜粋して次に掲げ、地子  
米支払状況を検討したい。

【史料8】

七月十九日

東向北町

一、専当号所屋敷

畳屋  
孫四郎

右之屋鋪墨屋長兵衛と申者、延宝九酉年孫四郎買得住宅仕候、

為地子米壹斗五升宛毎年油坂町専当松田了順へ相渡申候

一、同断

京屋  
吉右衛門

右之屋鋪清水屋長兵衛と申者、宝永七寅年吉右衛門買得住宅仕

候、為地子米壹斗五升宛毎年油坂町専当了順相渡申候

<sup>(49)</sup>右之家屋鋪代々売買仕、油坂町専当松田了順方へ米壹斗五升宛  
毎年遣し来候

「改帳」の記載全てに共通することであるが、史料冒頭に記載され

た月日は、町から奈良奉行所へ訴えがなされた日付と考えられる。<sup>(50)</sup>

さて、傍線部(1)・(2)をみると、この専当号所を購入し、所持して居  
住している畳屋孫四郎と京屋吉右衛門が、毎年、油坂町の専当松田了  
順へ、地子米として一斗五升ずつ合計三斗を支払っていることがわか  
る。さらに傍線部(3)では、これら家屋敷は何度か売却されたが、居住  
者(屋敷所持者)は油坂町の専当松田了順へ毎年米一斗五升ずつを支  
払ってきたという。したがって、鎌田氏が東向北町の専当号所の場合  
を検討して指摘された通り、号所居住者(屋敷所持者)から専当に対  
する地子米支払の事実が確認されるのである。また、右の史料は、号  
所が何らかの理由で売却され、居住者(屋敷所持者)が変更しても、  
号所の帰属先は不変であったことを示している。続いて南市町の場合  
をみてみよう。

【史料9】

九月廿七日

南市町

(中略)

一、仕丁号所屋敷

綿屋  
市郎兵衛

右之屋敷仕丁藤井為政と申者、元禄三年十二月廿三日市郎兵

衛買得住宅仕候、号所年貢壹ヶ年ニ銀拾貳匁五分宛小西町友統

へ相渡し申候

この号所の場合は、仕丁の藤井為政から綿屋市郎兵衛が屋敷を購入  
し、所持して居住しているが、傍線部のように、「号所年貢」として  
毎年銀一二匁五分を、小西町の友統へ支払っている。「号所年貢」は



銀高表示されているが、【史料8】の地子米と同じ性質のものとしてよいであろう。こうしたことから、この号所居住者（屋敷所持者）は、購入した際の仕丁には「号所年貢」を支払っていないことが指摘できる。次に西御門町の場合のみてみよう。

【史料10】

九月晦日

西御門町

（中略）

一、仕丁号所屋敷

扇屋

治右衛門

右之屋舗高天町仕丁宗弘と申者より正徳三年ニ治右衛門借リ住

宅仕候、為地子壹ヶ年ニ四宝銀三拾目宛宗弘方江相渡し申候

先にみた【史料8】【史料9】は、どちらも居住者が号所屋敷を所

持していたケースであったが、この場合は、傍線部をみると、扇

屋治右衛門が仕丁から借家しているケースであった。ここでは「地

子」として毎年四宝銀三〇目が、借家人の扇屋治右衛門から高天町の

仕丁宗弘へ支払われていることが確認できる。ただし「地子」の中に

借家分の家賃が含まれているか否かは、今のところよくわからない。

続いて鵜町の場合のみてみよう。

【史料11】

七月廿四日

鵜町

一、専当号所屋敷壹軒

山田屋

清兵衛

荒物屋  
清右衛門

右兩人義、号所屋敷壹ヶ所式軒ニ致居住仕候、正順と申専当方

ノ寛文中壹軒之屋敷を引分ヶ表口三間三尺五寸鵜町江買請

候、其後段々売渡シ、清兵衛代迄家主三人相替り申候、荒物屋

清右衛門罷在候屋舗へ、正順方ノ井筒屋孫九郎と申者買受、段

々家主相替り清右衛門迄四人ニ而御座候、（中略）正順勤慶印

東向中町ニ罷在候、此もの方へ毎年為地子米銀四匁清兵衛・清

右衛門より式匁宛相渡申候、然ル上専当役之義ニ付差支義無

願申上候

この号所でも幾度かの売却によって居住者（屋敷所持者）が変化し

ていることがわかる。傍線部によると、居住者が支払う「地子米銀」

四匁は、東向中町に居住する正順の息子慶印が受け取っている。こ

うしたこと、地子米（銀）の徴収権は世襲されていたことも窺え

る。さらに、「地子米銀」受取人の慶印が専当役を担っていることも

指摘できる。最後に芝新屋町の場合のみてみよう。

【史料12】

八月十八日

芝新屋町

一、仕丁号所屋舗

南半田中町

幸助所持

右号所屋舗八九年已前仕丁源藏と申者仕丁役興福寺へ差上候ニ

付、幸助江家屋敷興福寺ノ被相渡仕丁役相勤申候

この史料から、幸助は芝新屋町の号所を所持しているが、実際は

窓 南半田中町に居住していたことがわかる。なお、ここでは引用を省略

した部分に「右号所者借宅ニ仕置候」と記されていた。

史 ここで注目すべきは傍線部である。すなわち、以前、仕丁源蔵が仕丁役を興福寺へ返上したため、幸助は興福寺からこの家屋敷が渡され、仕丁役を勤めていると記されているのである。

以上のように、「史料8」～「史料12」の五パターンを列挙し内容を検討してきた。最後に掲げた「史料12」芝新屋町の事例からは、寺院と号所との関係がよくわかり非常に興味深い。つまり、その人（幸助）が仕丁として、寺院（興福寺）へ役負担の義務を果たすことと引換に、号所の家屋敷を寺院（興福寺）から貰いうけるという関係があったことを指摘できるのである。本来的には、こうした寺院との関係が成り立ってこそ、仕丁等寺社諸役人に対して非課税特権が付与されたのであろう。

また「史料8」でみたように、号所の屋敷を購入し所持している居住者から専当に地子米が支払われているのは、専当が寺院と役負担の関係を結ぶことによって寺院から号所の家屋敷を貰い受けた際に、号所の土地に対する管理権も認可されたからであると考えられる。したがって、号所の家屋敷が売却され、所持者が変化しても、専当や仕丁等が土地に対する権利を保持している限り、借地料として地子米を徴収することができたのである。これには「史料10」でみたような借家のケースもあった。この他「史料11」でみたように、「地子米銀」を徴収できる権利（号所の管理権）保持者（「慶印」）が、寺院に対して役負担をしていたことも確認される。

一方、「史料9」のように、号所屋敷購入者の地子を支払う相手

が、購入当時の相手と異なる場合もあった。この事例は、号所が売却され居住者（屋敷所持者）が変化していくのと同様に、専当や仕丁等の号所管理権が本来の居住者から離れ、その権利自体の所在も変化していることを示唆している。なお、号所の管理権がどのような方法によって移動しているのかは今のところ未詳である。

## 第二節 寺院への役負担

前節で、寺社諸役人が役負担の義務を果たすことと引換に寺院から認可された号所の管理権と、号所居住者（屋敷所持者）が分離している状況にあったことを指摘したが、その一方で、家屋敷と寺社諸役人の権利がセットで売却される場合があった。

### 【史料13】

#### 一札之事

一、今度三倉御役人北室町大仏師松之坊御免許屋敷面口四間三尺、奥行貳拾間貳尺、右永代私方へ買得仕候、然上者公所屋敷之御定之通、三倉御開封之役義者不申及、其外大仏師役無相違私方より可致勤役候、則

売主方よりも右之通申渡候、仍後日証文如件  
延宝七年（一六七九）己未九月廿八日 北室町近江屋 茂兵衛（印）

東大寺

年預五師様

右の史料は、延宝七年（一六七九）に、北室町の「大仏師松之坊御免許屋敷」を購入した近江屋茂兵衛が、東大寺年預五師に提出した証文である。<sup>(60)</sup>この「大仏師松之坊御免許屋敷」は、所在町名から前章第

二節の「史料2」でみた「東大寺大仏師号所」と同一と考えられる。

さて、傍線部をみてみよう。この号所を購入した近江屋茂兵衛は「公所屋敷之御定之通」に、三倉開封の役儀や大仏師役を勤める旨を東大寺年預五師に誓約している。つまり、右の史料は、号所購入者が家屋敷と寺社諸役人の権利を一緒に購入したことを示しているのである。なお、「公所屋敷之御定」については、今のところ判然としない。また、この家屋敷売却の際に、号所の管理権もともに移動したのかは未詳である。

さて、ここで先にみた享保七年（一七二二）「改帳」に戻り、下御門町に存在した興福寺関係の号所の場合で、居住者（屋敷所持者）の役負担状況をみてみよう。当町には、興福寺関係の号所が六軒あり、「改帳」には「右六軒之号所屋鋪皆々商売仕、神役等自身ニ相勤候義ニ而無御座候ニ付」と記されていた。「神役」という表記は、六軒の内に「作手号所屋敷」が含まれていたからであろう。右の号所居住者の内、例えば「衣屋九右衛門」の場合をみてみると、「美濃屋利助と申ものゝ元禄元辰年九右衛門買得住宅仕、承仕役者高島椿坊方へ沓ヶ年ニ鳥目老貫文遣名代相勤申候」とみえる。このことより「衣屋九右衛門」は「美濃屋利助」から号所の屋敷を購入しており、また「承仕役者」「高島椿坊」に毎年鳥目一貫文を支払い代理を勤めさせていることが指摘できよう。すなわち、「衣屋九右衛門」は号所を購入した際、寺社諸役人の権利もセットで譲り受けたのだが、日頃商売に携わっているため、実際に承仕の役を果たすことが不可能であるとして、他の者を代理に立て役料を支払うというかたちで、役負担の義務を果たしているのである。なお、元禄七年（一六九四）の「一乗院御用日

記」には、「衣屋九右衛門」が「高島椿坊」の前に代理人としていた「出家」が死去したため、新しい名代である「椿之坊」とともに、一乗院へ挨拶に参上している記述も確認される。<sup>64</sup>

以上、享保期の史料を中心に、地子米の支払い状況に注目し、号所の管理権と寺院に対する役負担及び寺社諸役人の権利について検討した。本章で判明した内容を図示してみよう（図2参照）。

〔A〕寺院への役負担↓号所の屋敷・管理権を寺院から付与〕

〔A〕↓Bへ号所を売却↓Bは当初購入した時と異なる相手Bに地子米を支払（号所の管理権がA↓Bへ移動したと推定）↓（Bが寺院に対して役負担すると推定）〕

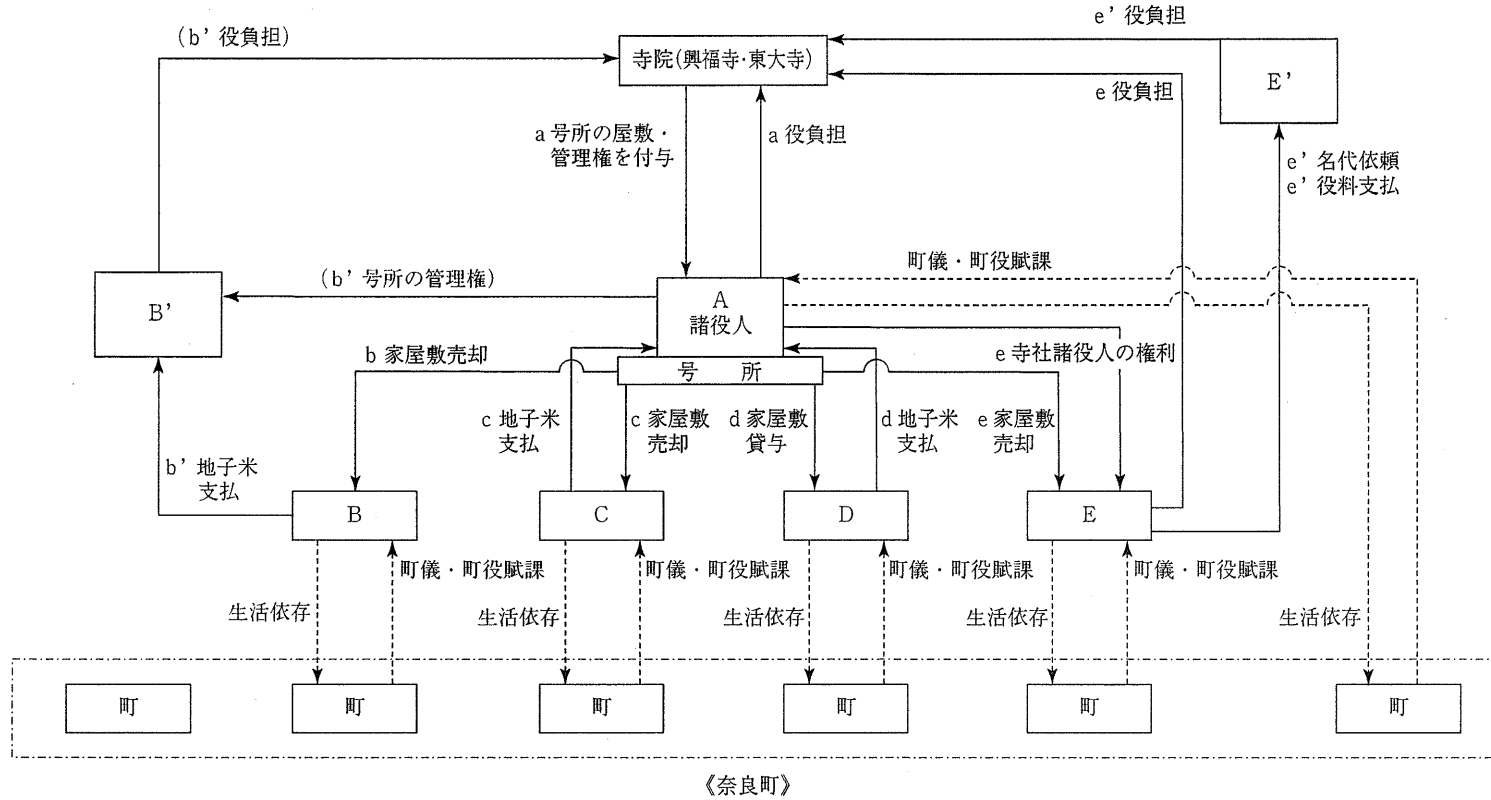
〔A〕↓Cへ号所を売却↓号所の管理権は元のままAが所持↓CはAに地子米を支払↓Aが寺院へ役負担〕

〔A〕↓Dへ号所を貸与↓号所の管理権は元のままAが所持↓DはAに地子米を支払（家賃が含まれているのかどうかは不明）↓Aが寺院へ役負担〕

〔A〕↓Eへ号所を売却・寺社諸役人の権利もセットで売却↓Eが寺院へ役負担（Eが商売等で役負担が不可能な場合、E↓代理人E'へ依頼・役料支払↓E'が寺院へ役負担）〕

こうした錯綜した寺院と号所の相互関係は、前章第二節で号所の由来を検討し指摘した当初からのものとは考えられず、本来的には、本章で述べたへ寺院―号所への権利負担関係にあったものが、号所の売却により、号所居住者（屋敷所持者）と号所の管理権が乖離し、また、代理人が役負担し意味合いが薄れることによって形骸化したと考えられるのである。

図2 号所をめぐる寺院・町の関係



【註】・A・B・C・D・Eは号所居住者を示す。また、矢印→の a, b, b', c, d, e, e' の行為とそれぞれ対応しており、号所居住者と寺院の関係を示す。  
 ・矢印→は号所居住者と町の関係を示す。  
 ・史料上で確認できなかったものの、役負担等の関係が推定されるものには ( ) を付して表示した。  
 ・なお、神社に関わる名前を冠した号所では、春日社・東大寺八幡宮(手向山神社)に対する役を担っていたと考えられる。

号所の売買が盛んに行われるようになると、図2の状況はさらに複雑さを増すと思われる。「一乗院御用日記」にはこうした事態を食い止めようとする寺院の動向もみられ、号所居住者(屋敷所持者)<sup>(66)</sup>が寺の意向以外で変化することは、寺にとっても放置できない問題であったことを示している。

### 第三章 号所と町

前章では、享保期の事例を中心に号所と寺院の関係についての分析を行い、地子米の支払、役負担の類型を提示した。その結果、本来的な権利負担関係は形骸化しつつも、継続していることが確認された。この一方、号所は町内に存在していたために、その居住者は町内運営とも関わりを持っていた。そこで、本章では、第一節で、残存するいくつかの町定から町儀・町役の内容を検討し、第二節で、号所居住者の性格と町儀・町役負担の実態について考察したい。

#### 第一節 町儀・町役の内容

町内の運営には、町財政と関わって町儀といわれる収入が財源になっていたとされる<sup>(66)</sup>。京都の場合、家売買の際の「分一」や烏帽子着・官途成・家督相続・婚姻などの際に出される町儀の規定は町式目の主たる内容になっており、町財政はこうした挨拶や祝儀、心付といった人間関係を結ぶ儀礼によって、組織や集団関係が維持されるという構造であり、そこに近世町共同体の本質的性格が表れているという<sup>(67)</sup>。

では、奈良町の場合はどうのように町運営がなされていたのだろうか。宝暦一三年(一七六三)のものであるが、鳴川町の「町定之一件」<sup>(68)</sup>

には、町儀の内容が比較的詳しく記されている。例えば毎年正月の「初寄せ」には、町中が全員臨席し、子供ができた家からは「子酒」、代替わりを行った家からは「をもて替り(表替)」<sup>(70)</sup>など諸祝儀の支出がみられる。さらに、「春日講」や「日待」など、町民の信仰によって結ばれた講での年寄・月行司の役割や料理の品目、家屋敷売買の祝儀等、儀礼に関する規定を設けている。こうした取り決めは鳴川町以外でもみられた<sup>(71)</sup>。また、東向北町の「万大帳」の記載からは、断片的ではあるが、正保年間から幕末まで町儀が抛出されていた形跡も認められる<sup>(72)</sup>。つまり、奈良町の町儀は、内容的には各町で多少の差異はあったであろうが、少なくとも近世前期から幕末に至るまで継続していたことが指摘できるのである。

以上のように、鳴川町の町定を中心にして町儀の内容を検討してみたが、奈良町でも、京都の場合でみたような、挨拶・祝儀・心付といった人間関係を結ぶ儀礼が行われ、町運営がなされていたことが確認された。

また、第一章第一節でみた、宝永期の相論では、「自身番」や「手桶番」、「月々之番銭」等の町役も確認された。この他、町の出費としては、奈良奉行所が徴収する「町掛り銀」などと称される経費も存在した。東向北町の「万大帳」によると、その内訳は年頭八朔の際の音信や宗旨改の入用などがあった<sup>(73)</sup>。

なお、大宮氏が「庁中漫録」の記述からまとめた町掛り諸入用の内訳によると、幕府に対する年頭八朔祝儀費用、奈良奉行就任時の奉行送迎費用、幕府目付到来時の幕府役人通行費用、町代の給米・町代部屋諸雑費などの町代役費用、薪能・春日祭礼・鹿角切の人足費として

祭礼行事費用、その他奉行所諸施設維持費や刑罰実施時の処刑部材費用などがあつた。<sup>(74)</sup>

つまり、近世奈良町の住民生活は、出産、代替、婚礼、家屋敷売買での祝儀等といった町儀による人間関係の確認や諸祝儀・講費用の支出によって運営されていた。また、町役には「自身番」「手桶番」等があり、この他、町民には町を通して奈良奉行所の「町掛り銀」が賦課されていたのである。

## 第二節 町役負担の状況

前節では、一八世紀半ば頃の宝暦期の町定を中心的な素材にして、町儀や町役の内容を検討したが、号所住民の町儀支払・町役負担状況はいかなるものであつたのだろうか。

ここでは、明和四年（一七六七）二月、公人惣代松田三郎左衛門が東大寺年預に提出した報告の内容から検討してみよう。<sup>(75)</sup> この史料は、文頭に「此度 御朱印号所屋鋪住居之者共町内江諸役掛物差出シ来候多少可有之間、委細吟味之上申上候様被 仰付、則左ニ書付差上申候」との記載があり、東大寺が号所の町役調査を実施したことを受けて提出されたものと判断される。この内容を一覽表にしたのが表1である。史料の差出には「公人惣代松田三郎左衛門」と表記されていたことから、表にみえる「中村九左衛門」「栗原甚兵衛」「松田三郎左衛門」「森河文治」は、東大寺の公人であつたと考えられる。<sup>(76)</sup>

さて、表1のNo.1をみてみよう。これは手貝町にある号所を所持し、そこに居住している中村九左衛門のケースであるが、町内へ「毎月番銭」「鹿角切銭」「春日御祭礼之時節非人番」を提出しているこ

とがわかる。「自身番」「火事人足」については、「雇人」に依頼することもあつた。また、享保年中以降は「子酒」も提出している。これは、No.2の、同町内で号所を所持し居住している栗原甚兵衛の場合でも同様であつた。

このように、No.1とNo.2は、どちらも公人本人が号所を所持し居住していた。これら同町内の号所を比較してみると、町儀支出・町役負担状況は同じであつたことがわかる。

次に、No.3をみてみよう。「借地」とあることより、この号所は、松田三郎左衛門以外の者が屋敷を所持し、借地して住んでいると考えられる。この借地二軒は、「子酒」についてはよくわからないが、同じ手貝町の号所であるNo.1とNo.2のごとく公人本人が居住している場合と比較すると、ほぼ同じ負担状況であつたといえよう。

また、借地という居住者の条件がNo.3手貝町の号所と同じである、No.4西手貝町松田三郎左衛門の号所の借地三軒では、「毎月番銭」「鹿角切銭」「子酒」が町へ提出され、「自身番」「火事人足」については、「雇人」を依頼することもあつたが、借地自身が出ていた。

No.3とNo.4のように、所在する町が異なる号所について、借地という同じ条件で二つを比較すると、No.4には「春日御祭礼之時節非人番」の記載がみられない。また、「毎月番銭」や「鹿角切銭」等同じ項目が確認されるものの、金額には差異がみられる。なお、No.5は、第一章でみた図1角振町絵図で位置を確認した東大寺公人号所と思われるが、表1をみると、借家人から町内へ「毎月番銭」の他、宗門改も提出されていた。一方、同じ東大寺公人の号所でも、「町内掛合無之」というケースもあつた。<sup>(79)</sup>

表1 号所居住者の町役負担状況

No	号所居住者	所在町名	内容 1	内容 2
1	中村九左衛門	手貝町	毎月番銭	26文ツ、
			自身番	雇人の場合15～16文、時々不同
			火事人足	雇人の場合凡70文、時々不同
			鹿角切銭	凡15文程ツ、
			春日御祭礼之時節非人番	6文程ツ、, 年々不同
			※上記5品の他近来子酒を出す(享保年中以降)	
2	栗原甚兵衛	手貝町	差出品々は上記中村九左衛門と同じ	
3	松田三郎左衛門借地2軒	手貝町	差出品々は上記中村九左衛門・栗原甚兵衛と同じ ※2軒の借地人が替わった後は出産ないため、 子酒の提出は不明	
4	松田三郎左衛門借地3軒	西手貝町	毎月番銭	15文ツ、
			自身番	借地人自身がこれまで提出してきた、雇人の場合は凡15、16～20文程
			火事人足	これまで借地人自身で提出してきたので不明
			鹿角切銭	凡5～6文ツ、
			子酒	出産がある場合、1匁ずつ提出
			※本人からは毎月番銭・自身番を出す	
5	森河文治借家1軒	角振町	毎月番銭	借家人から60文ツ、提出
			※借家人町内へ宗門改印形をする	

【註】新修東大寺文書聖教第17函8括62号より作成

窓 以上、号所の町儀支出や町役負担の事例を、東大寺公人の号所の場

史 合でみてみた。その結果、町役負担をしていない号所と負担している

号所とに区分された。負担している場合、同じ町内の号所を比較して  
みると、居住者である公人本人も借地人も負担内容はほぼ同様であつ  
た。また、異なる町の号所を比較すると、負担内容には差異がみられ  
た。この他、町へ宗門改を提出している借家人の存在も確認された。  
つまり、号所の町儀・町役負担は、町ごと、号所ごとによって矛盾し  
た状況にあったことが指摘されよう。

すでに鎌田氏が、号所居住者が子酒などの祝儀を町へ拠出している  
事例から、号所は「近世の町に存在している以上は、町から完全に独  
立することはできなかった」と評価されている。<sup>(60)</sup> 前節で町儀の内容や  
意味を確認したが、右の東大寺公人の場合でも、町儀の「子酒」を町  
へ拠出していたことが指摘でき、号所居住者はこうして町へ披露する  
ことで、町内とお互いの関係を取り結んでいたと考えられる。つま  
り、こうした日頃の町内での認識に基づいた人間関係があったからこ  
そ、号所居住者も町役を負担したと考えられ、鎌田氏の指摘は正しい  
と思われる。

しかし、号所居住者の町儀・町役負担の矛盾は、右の町共同体との  
関係と違う事情によっても生じたと思われる。そこで今一度、「改  
帳」を検討し、林小路町の事例<sup>(61)</sup>で考えてみたい。

【史料14】

七月廿七日

林小路町

一、仕丁号所屋鋪

出川屋

新右衛門

右之屋敷質札屋太左衛門と申者ノ享保六丑年新右衛門買得住  
宅仕候、仕丁役之義毎年番代銀として銀五匁宛高天町仕丁宗  
広・同町友安へ相渡申候

一、御廊承仕号所屋敷

船屋  
市兵衛

右之屋敷西御門町承仕頭良と申者ノ三十年切ニ享保六丑年ノ  
市兵衛預り住宅仕候、役義者此方ノ構不申、頭良方ノ今辻子  
町寿玄と申者相頼勤申候

右仕丁号所之義、町役者相勤不申、番錢并手桶番式品古来ノ相  
勤来候、承仕号所之義ハ町役不残町並相勤来候処、(後略)

まず出川屋新右衛門の場合をみてみよう。傍線部(1)によると、「仕  
丁役」については、毎年「番代銀」として銀五匁を、高天町の仕丁宗  
広と友安に支払っている。このことから、出川屋新右衛門は、号所の  
屋敷と寺社諸役人の権利をセットで購入し、本来自分が果たすべき役  
の代理である高天町の仕丁二人に役料を支払っているといえよう。

また、この史料にみえる「高天町仕丁宗広」は、前章第一節でみた  
【史料10】西御門町の仕丁号所の「高天町仕丁宗弘」と同一人物かと  
思われるが、実態は不明である。

一方、船屋市兵衛の場合は、傍線部(2)のように、三〇年期という契  
約で借用していることがわかる。寺院に対する役負担をみると、船屋  
市兵衛は「役義者此方ノ構不申」と表記され、船屋市兵衛が号所を借  
りた相手の西御門町承仕頭良が今辻子町寿玄に役義を依頼しているこ  
とが指摘できる。つまり、船屋市兵衛の場合は、寿玄に地子や役料を  
支払っている形跡がないことから、居住者が号所の屋敷を購入し所持  
しているケースではなく、借家しているケースといえよう。



町役については、出川屋新右衛門は、傍線部(3)に「町役者相勤不申、番銭并手桶番式品古来相勤来候」とみえるように、番銭と手桶番は負担しているものの、町役は負担していないという。一方船屋市兵衛は、傍線部(4)に「町役不残町並相勤来候」とあることから、他の町民と同様に町役を負担していたことが判明する。

では、この二件の町役負担内容の違いは何によるものであろうか。船屋市兵衛の場合をみてみると、この号所を三十年間契約で借家しており、寺院への役負担は市兵衛ではなく第三者の今辻子町寿玄が果たしている。つまり、市兵衛は号所に居住しているが、寺社諸役人の権利は所持していないのである。一方、出川屋新右衛門は、仕丁の権利と家屋敷をセットで購入し、代理人の仕丁に役料とみられる「番代銀」を支払っていた。このことから、「町役者相勤不申」、すなわち、非課税とされていたのは、寺社諸役人の権利所持という事情があったと考えられる。言い換えれば、号所居住者の町役負担の有無という矛盾は、町共同体との関係だけでなく、号所居住者の性質によっても生じたことが指摘できるのである。

以上のように、号所居住者の生活は、日常的な町内との人間関係に基づくお互いの認識によって、実態として町内組織の運営に依存しており、こうした背景により、本来非課税特権の号所も町役を負担していたのであった。(図2町との関係部分参照)。また町や号所によっては号所居住者の負担内容に差異が確認された。こうした矛盾は、町と号所居住者との人間関係だけでなく、寺社諸役人の権利の有無という号所居住者の性質によっても生じたことが指摘できよう。

## おわりに

本稿では、第一章にて、相論の内容を出発点にして、号所の由来を検討し、号所が朱印状によって寺院管轄地と認定されたことを指摘し、号所管理の特質を提示した。第二章では、号所と寺院の関係を整理し、地子米の支払や役負担関係を検証した。その結果、号所が売却され号所居住者(屋敷所持者)と号所の管理権が乖離し、また、本来的な寺社諸役人の役負担のあたりであったものが、代理人へ依頼されるなどしたため、〈寺院―号所〉の関係は継続しつつも、意味が薄れ形骸化していたことが明らかになった。第三章では、号所と町の関係を考察し、号所居住者の町役負担内容の矛盾は、町共同体との関係だけでなく、号所居住者が寺社諸役人の権利を所持しているか否かという、居住者の性質にもとづく事由があったことを指摘した。

つまり、号所本来の役割と実態がずれ、さらに、号所居住者の実際の生活が町運営に依存したものであったことから、号所居住者が町儀・町役を負担し、号所本来の原則である非課税特権が社会的に通用しない状況が生じたのである。このように、近世奈良町社会には、号所と町の人間関係や、号所と寺院との間の権利負担関係によって実態がゆれうごく個別の関係があったのである。ただし、この検証は、一八世紀後半までを中心としたものであったため、それ以降の動向についてはほとんど言及していない。現段階では、具体的な検討材料を欠くため論じることができないが、寺院と号所と町の関係について、最後に明治初期の史料を一つ掲げてみてみたい。

### 【史料15】

餅飯殿町東側ニ有之

一、東大寺元公人拝領地、右者文久元酉年五月廿三日銀四百五拾目、其節所持主元林院町道具屋なかゝ買得仕候、尤年々銀拾三匁取来り候処、当時錢五百五拾文公人年番へ相取来申候、当時勝手ニ付店商内仕居候、御尋ニ付、左ニ奉申上候、已上  
(一八七二)  
 明治五年壬申八月廿二日  
所持主榑井町  
 榑井定八  
 奈良県 御庁

この史料は、餅飯殿町の「東大寺元公人拝領地」を購入し所持している、榑井町の榑井定八が、奈良県からの問い合わせに対して提出した文書の写と思われる。ここに号所という表記はないが、この拝領地は餅飯殿町絵図(86)から東大寺公人号所であると考えられる。「元」と表示されているのは、明治四年(一八七二)に寺社領が上地となったこと(87)とに関連すると推測される。この史料からは、号所の売却が幕末に至るまで続けられ、明治初期に至っても、号所の屋敷所持者が「公人年番」へ錢五五〇文を支払っていることがわかる。これは、本稿で指摘した地子米か、公人の代理料に相当すると思われる。「公人年番」と寺院との役負担関係はよくわからないが、少なくとも、寺社諸役人と号所屋敷所持者の管理関係については、明治初期の段階まで継続していることが確認できるのである。

註

(一) 史料では「公所」とも記されるが、本稿では便宜上「号所」という表記で統一する。

- (2) 永島福太郎『奈良』(二五五頁、吉川弘文館、一九六三)、同「奈良町の発達―餅飯殿町の街地を例として―」(五三八、五三九頁、『奈良文化論叢』所収、堀井先生停年退官記念会編、一九六七)。
- (3) 鎌田道隆・近世奈良町研究グループ「奈良・東南北町の町内構造―『万大帳』の分析―」(八二、八三頁、『奈良大学紀要』第一四号、一九八五)、大宮守友「奈良内侍原町諸事記録―内侍原町八幡神社古文書―」(三五四頁、豊住書店、一九八五)。
- (4) 猪又規之「奈良町」(二〇六、二〇七頁、『日本都市史入門Ⅱ町』所収、東京大学出版会、一九九〇)、土本俊和「奈良町の形成」(一五一頁、『図集日本都市史』所収、同右、一九九三)。
- (5) 鎌田前掲論文八三頁。
- (6) 号所は村にも存在した。例えば、近世東大寺領であった水門村には「八幡宮巫女号所」が確認された(新修東大寺文書聖教第一七函二括八二号)。この他東大寺領雑司村にも号所が確認されたが(東大寺文書第一四二函六九一号一冊)、現段階では、これら以外にほとんど確認することができないため、村の号所についてはひとまず別の機会に譲ることとする(東大寺図書館所蔵、以下の東大寺文書も同じ)。
- (7) 近世奈良町には、町政事務を担当する町代があり、奈良奉行所内の町代部屋に交替で勤務していた。町代は上町代(触口町代)、下町代(平町代)で構成され、上町代(二名)は南北両組の担当区域内の町政事務を管掌し、下町代を補佐役として町政の上で中心的役割を果たしていた(大宮前掲書三三五頁)。
- (8) 天理大学附属天理図書館所蔵保井文庫11―31―11―1。なお、本稿で使用している原史料は所有者の方から許可を頂き、実見の機会を得た原典を典拠に、水谷が翻刻したものに基づいている。また、原文史料中の読点・傍線・番号等は筆者による。以下も同じ。
- (9) 角振町は、近世奈良町を構成する一町で、上町代担当区域の北方触口に所属していた(『角川日本地名大辞典』二九奈良県(以下「角川地名辞典」と省略)、角川書店、一九九〇、七二六頁、「角振町」の項)。
- (10) 「子酒」(こさけ)は町内の正月行事である「参会」(さんかい)で子供のできた家から出す酒などの祝儀の事で、「表替」(おもてがわり)

は代替わりの事をいう(『奈良市史』民俗編、五頁、一九六八)。また「仁王会」は、仏事の一種かと推測されるが今のところ実態は未詳である。

- (11) 自身番は、京都の場合、宮中の諸行事の時、また、宮家・堂上・門跡・将軍家等の吉凶に関する場合等、騒擾・火災等を警戒し、町内自衛のため臨時に設けられるもので、年寄・五人組の指揮によって町内の家持が交替で行った(秋山國三『近世京都町組発達史』一九二頁、法政大学出版局、一九八〇)。

- (12) 「門」は木戸を示し、「入用」はその維持費か、番人への給金等と思われるが詳細は判然としない。

- (13) 町代の高木氏触口担当町々の家職調査内容をまとめた、寛文一〇年(一六七〇)「奈良町北方式拾五町家職御改帳」(奈良県立図書館情報所蔵藤田文庫001-4-169、『奈良市歴史資料調査報告書』(二〇〇)(二〇〇四)に翻刻がある)の「角振町」の項には「町中借屋 町の夜番仕候 市兵衛」と記載があり、夜番の存在を指摘できる。このことから「月々の番銭」は夜番への給金で、「番所之入用」は夜番が勤務した「番所」の維持費と推定される。また、「庁中漫録」(二七)(奈良県立図書館情報所蔵写真真版)には「火事之節町中より出申候手桶、此数千三百七」との記述があるが、これら手桶は、宝永・享保期の段階を経て減少され、人足費が銀納される傾向にあった(『奈良市史』通史三、二二二、二二三頁、吉川弘文館、一九八八)。こうしたことから「手桶番」は火事の際に抛出す手桶か桶代、または、実際の消火活動従事者に支払う給金かと考えられる。なお、『庁中漫録』は奈良奉行所執務関連記事中心の編纂物で、元奉行所与力家の来歴である玉井家文書にある。

- (14) 年預は鎌倉時代以来の東大寺の実質的代表者。職務には、奈良奉行との交渉や奉行からの触書を寺内や領地へ伝達すること、また、領地の村役人の補任や民政へ関与し、寺内経営での責任の立場にあった(遠藤基郎「近世東大寺の組織に関する試論」三六頁、『東大寺所蔵聖教文書の調査研究』(平成一三年度〜平成一六年度科学研究費補助金(基盤研究(A)(一))研究成果報告書)所収、二〇〇五)。

- (15) 遠藤氏が整理された近世東大寺の寺務別当・寺務代・出世後見・年預

五師の一覧表によると、宝永二年の年預五師は「(清涼院) 晁海」とある(遠藤前掲論文四二頁)。

- (16) 新修東大寺文書聖教第一七函五括一号。

- (17) 「東大寺諸役人町方江入組居屋敷之寛」の宛所は、「御奉行所」となっている。「町代日記」寛文一〇年六月一日、同月二〇日の条(大宮家(奈良町関係)史料、奈良市寄託)によると、この年、奈良奉行所が号所の調査を実施していることから、宛所の「御奉行所」は奈良奉行所であることがわかる。なお、「町代日記」は『奈良奉行所記録』として活字化されている(大宮守友編著、清文堂出版、一九九五)。

- (18) 八幡宮神人は東大寺八幡宮神人と思われる。東大寺八幡宮神人は、中世では、東大寺学侶・衆徒・堂衆等、東大寺僧集団全体を表す「惣寺」支配下にあったとされる(稲葉伸道「中世東大寺寺院構造研究序説」(二二、三〇頁、『年報中世史研究』創刊号、一九七六)、のち「中世寺院の権力構造」に所収、岩波書店、一九九七)。

- (19) 三倉は正倉院を示すと考えられる。元禄六年(一六九三)正倉院開封に関する記録と思われる、「御開封記東大寺正倉院」(『庁中漫録』(四五)には、「東大寺三倉 御開封」「今度三倉 御開封」等の文言が散見される。なお、三倉役人の実態は、今のところ未詳である。

- (20) 公人とは、中世では、東大寺・興福寺などの大寺院において確認することができるとされ、寺院の公人は寺院機構の末端にあったとされる(稲葉伸道「中世の公人に関する一考察―寺院の公人を中心として―」(二〇、二二頁、『史学雑誌』第八九編第一〇号、一九八〇)、のち稲葉前掲書に所収)。

- (21) 北室町は近世奈良町の一町で、上町代担当区域の南方触口に所属した(前掲『角川地名辞典』三八一頁、「北室町」の項)。

- (22) 奈良県立図書館情報所蔵藤田文庫文献資料001-5-32。

- (23) 『地下家伝』五(一六七三頁、日本古典全集、一九三八)。なお「松園尚嘉」は元大乘院門跡隆芳(『新編明治維新神仏分離史料』第八巻、二五、四三頁、名著出版、一九八三)、泉谷康夫『興福寺』(二〇二頁、吉川弘文館、一九九七)。

- (24) 「一乗院御用日記」一〇二(京都大学文学部所蔵)。

- (25) 「高天法印」は日記の記載から高天良政と判明する。「二條法眼」は二条長乗、「内侍原法眼」は内侍原好甫(前掲『地下家伝』五、一六四三、一六四五頁)。なお「森田越後介」は『地下家伝』には「侍」と記される(同前書、一六五二頁)。
- (26) 前註(24)「一乘院御用日記」一〇二、二月朔日条。
- (27) 例えば天保一四年二月六日、同月八日条等。
- (28) 北市町は近世奈良町の一町で、上町代担当区域の北方触口に所属した(前掲『角川地名辞典』三六八頁、「北市町」の項)。
- (29) 「史料4」「徳川家康朱印状写」(興福寺所蔵、第六十二函六号。翻刻には奈良文化財研究所写真版を使用した。なお、所蔵者から許可を頂き後に原典にて確認した。以下の興福寺所蔵文書も同じ)。「史料5」「徳川家康朱印状案」(東大寺文書写真真帳/第三の二/寄進状八六)。
- (30) 大童子は、僧家で召し使う童子のうち、上童子の下、中童子の上にある者で(『日本国語大辞典』一一、六〇一頁、「大童子」の項、小学館、一九七四)、法会の前に出仕者の装束を点検する役、五師・三綱などに従い、行列が到着したときに主僧の名を唱える役などとされる(『総合佛光大辞典』下巻、一〇四七頁、「童子」の項、法蔵館、一九八七)。
- (31) 平澤悟「中世の公人に関する基礎的考察」(七一〜七七頁、『歴史研究』二六、大阪教育大学歴史学研究室、一九八八)。
- (32) 近世興福寺領の枠組みと経営については、幡鎌一弘氏の研究があり、家康段階までは、寺院内部の身分集団化に対する個別安堵が行われていたとされる(「近世興福寺領覚書」内部構成と支配論理の特質」一一、一五頁、『天理大学学報』第百八十一輯、一九九六)。また、初期徳川政権と大和の寺社の関係について寄進状の分析を中心に論じた大宮守友氏は、慶長七年(一六〇二)の朱印状発給の背景を詳細に述べられている(「初期徳川政権と大和の寺社」八四〜八九頁、『南紀徳川史研究』八、二〇〇四)。
- (33) 前掲『奈良市史』通史三、三九九頁。例えば、慶長七年(一六〇二)一月の年紀がある小西町の「御検地帳」写には、屋敷一筆ごとの表口・奥行・面積・石高・持主が列挙され、その帳面末尾部分に「一円御免許之寮」として仕丁等の屋敷が書き上げられており、町内の他の屋敷と意図的に区別して扱われていた様子が窺える(「揚麻刀名勝志」(『庁中漫録』九)、奈良県立図書館所蔵写真版)。小西町は近世奈良町の一町で、上町代担当区域の北方触口に所属した(前掲『角川地名辞典』四六九〜四七〇頁、「小西町」の項)。
- (34) 前掲『奈良市史』通史三、五三〜五四頁。寛永一一年(一六三四)「妙喜院宗英日記」閏七月二六日条には「奈良中屋地子永代御赦免之由中坊飛驒へ直ニ於大坂被仰出候旨大坂右注進」と記されており、翌二七日条には、「屋地子御免之旨町代町へ触ル由也」との記載がある(興福寺所蔵、第三十函一〇)。
- (35) 奈良市角振町有史料。奈良市寄託。
- (36) 明和八年(一七七二)一二月、奈良奉行所が奈良町に対して、家の地面、表口、奥行、間数、軒役等の調査・帳面作成を行い、翌年正月二〇日までの提出を命じた触が出された形跡があるため(新修東大寺文書聖教第一七函九括七号二、同括三三号)、原本の町絵図に記載された「御番所様」は奈良奉行所を示すと判断した。
- (37) 号所に冠された職掌の実態は、今のところ未詳といわざるをえないが、「興福寺御廊号所地」の「御廊」は、大宮守友氏によれば、春日日本社本殿の前に立つ中門の両脇に取り付く御廊のことで、読経の場であったという。また、「春日御旅所御神鏡号所地」の「御神鏡」については、若宮祭礼に関わる所役との見解が示されている(大宮前掲論文二二〇頁註(13)、一二二頁註(11))。「公人」については前註(20)参照。
- (38) 実見の機会を得た町絵図からいくつか列挙してみると、例えば、天保五年(一八三四)の「内侍原町屋敷図」(奈良市内侍原町有史料、奈良市寄託)には、「一乘院宮様御小者号所」「一乘院宮様御内二条借家」(「二条借家」は一乘院坊官二条家の屋敷地で号所(大宮前掲書三五四頁))、また、江戸時代中期頃の「奈良餅飯殿町地図」(天理大学附属天理図書館所蔵保井文庫11-30-48)には「春日日並杯手号所」「興福寺仕丁号所」「木守号所」「東大寺公人号所地」等が確認された。
- (39) 前掲『奈良市史』通史三、二〇三〜二〇五頁。
- (40) 本章第一節でみた寛文一〇年(一六七〇)「東大寺諸役人町方江入組居屋敷之覚」は、八幡宮神人や三倉役人等の居屋敷・所持者等の内容を

書き上げ、東大寺年預のもとで一括され奈良奉行所に提出されていた。こうしたことから、春日社諸役人の号所の場合には興福寺が把握していたと思われ、本文【史料4】【史料5】でみた春日社の諸役人や八幡宮神人等、神社諸役人の号所も寺院が管轄していたと考えられる。

(41) 東向北町は近世奈良町の一町。上町代担当区域の北方触口に所属した(前掲『角川地名辞典』九二二、九三二頁、「東向北町」の項)。

(42) 奈良市東向北町有史料、奈良市寄託。

(43) ここにみえる号所は、東向北町の記録「万大帳」によると、例えば、文政二年(一八一九)の町内職人商売等の書上には、「一乗院宮様御号所」「興福寺専当号所」という記載があり、同町に存在していたことが確認される。「万大帳」は奈良市東向北町有史料(奈良市寄託)。なお、活字化されたものは『日本都市生活史料集成九』門前町篇(学習研究社、一九七七)にある。

(44) 中世の公人について考察された稲葉氏によると、専当は、公人と呼ばれる者で、興福寺別当によって補任されたといわれる(稲葉前掲論文「中世の公人に関する一考察」一四頁(前註20)参照)。

(45) 惣年寄は、近世初期の「奈良年寄」の承譜を引く町政機関で、法令伝達の周知や町方の公事訴訟の調停者としての役割も果たしており、奈良奉行所の命で晒産業の保護統制を担う等、町政や経済の諸側面で重要な立場にあった(大宮前掲書三三二～三三五頁)。

(46) 本章第一節でもみた寛文一〇年(一六七〇)「東大寺諸役人町方江入組居屋敷之覚」をみると、号所の屋敷一筆ごとの所在町・間口・居住者が書き上げられている。やや長文のため、部分的に表示してみよう。

御朱印公所屋敷方

- 一、今小路町表口八間式尺之家一軒持 三綱 正法院
  - 一、同町表口五間壹尺三寸之家一軒持 衆徒 乾徳院
  - 一、北室町表口四間式尺之家一軒持 三倉役人 大仏師源四郎
  - 一、下御門町表口三間之家一軒持 八幡宮神人 鶴屋七兵衛
- 但、古手商売仕候

(中略)

一、池之町表口式間式尺之家一軒持 同公人 杉原屋与吉郎  
但、指物細工仕候

以上

このような記載から、寺院による号所の土地、号所居住者に対する把握は、近世前期においてある程度及んでいたと考えられる。

また、大宮氏が『興福寺由来記』から作成し、慶長八年(一六〇三)段階の状況をまとめた「諸役人免許屋敷一覽」によると、奈良町に点在した専当八軒、承仕一軒、公人(仕丁)二七軒、本承仕二軒、経師二軒、御廊承仕八軒、日並作手一三軒、木守中五軒、御神鏡一軒、一乗院殿御家中、大乗院殿御家中の合計一六三余石が書き上げられ、それぞれの号所の所在町、号所の所持者等が判明する(前掲大宮論文八六、八七頁)。この事実により、近世初期の段階から、号所一筆ごとの土地・号所居住者に対して寺院の把握がおよんでいたことがわかるのである。

この他、大乗院家来が交替で記録した、寛文一〇年「大乗院殿日記」の六月一七日条に、「大乗院御門跡御家来号所屋敷之覚」として号所一軒の所在町と所持者が記されている(大乗院文書二、京都府立総合資料館所蔵)。これは、奈良奉行所が実施した号所調査(前註17)参照)の際に書き留めたものと思われる。東大寺関係の号所では、享保二年(一七一七)の「御朱印号所高割付書」に、慶長七年(一六〇二)の朱印状に記された二八石余の内訳と、号所二七軒の所在町と所持者が記載されている(新修東大寺文書聖教第四七函九二号一)。

(47) 鎌田前掲論文八二～八三頁。

(48) 中世においては、六方衆は堂衆を除く学衆全体を有事の際に六方に編成したところに発生したもので、本来六方大衆(衆徒)の意味であるという(稲葉伸道「鎌倉期の興福寺僧集団について」(三二六頁、『年報中世史研究』一三三号、一九八八年)、のち稲葉前掲書に所収)。

(49) 「号所屋鋪町役之義ニ付町内各御願ニ罷出候故号所住居之者相改候帳」は、すでに大宮守友氏が史料紹介されている。この史料には表紙に「黄十月」と記載があるのみだが、前掲東向北町「万大帳」の記載と照合し、享保七年(一七三二)の記録であると年代比定をされている(大

宮家(奈良町関係)史料、奈良市寄託。史料紹介は『奈良市歴史資料調査報告書(16)』五七頁にある、二〇〇〇)。

- (50) 前掲『角川地名辞典』の記載と照合すると、享保七年七月十九日に、町から奈良奉行所宛に号所の件で願書が提出された形跡が確認されることから判断した。

- (51) 油坂町は近世奈良町の一町で、上町代担当区域の北方触口に所属した(前掲『角川地名辞典』九八、九九頁、「油坂町」の項)。

- (52) 南市町は近世奈良町の一町で、上町代担当区域の北方触口に所属した(前掲『角川地名辞典』一〇五四、一〇五五頁、「南市町」の項)。

- (53) 仕丁は、中世興福寺において中綱とともに公人を構成する者であった(山田洋子「中世大和の非人についての考察」(五二頁、『年報中世史研究』第四号、一九七九)。また、近世奈良町での死鹿処理には、興福寺一藤代の命令に従い重要な役割を果たした(拙稿「近世奈良町と興福寺―死鹿処理からみた―」、『洛北史学』第七号、二〇〇五)。

- (54) 西御門町は近世奈良町の一町で、上町代担当区域の北方触口に所属した(前掲『角川地名辞典』八五〇頁、「西御門町」の項)。

- (55) 高天町は近世奈良町の一町で、上町代担当区域の北方触口に所属した(前掲『角川地名辞典』六五七、六五八頁、「高天町」の項)。

- (56) 鶴町は近世奈良町の一町で、上町代担当区域の南方触口に所属した(前掲『角川地名辞典』二九六頁、「鶴町」の項)。

- (57) 芝新屋町は近世奈良町の一町で、上町代担当区域の南方触口に所属した(前掲『角川地名辞典』五三八、五三九頁、「芝新屋町」の項)。

- (58) 南半田中町は寛永一〜宝永七年(一六三三〜一七一〇)は半田方庄屋支配、以後は上町代担当区域の北方触口支配に所属した(前掲『角川地名辞典』一〇六三頁、「南半田中町」の項)。

- (59) 「改帳」には「作手号所屋敷」という号所も確認される。「作手」(つくて)は春日大社で神饌を盛るのに用いる一種の土器とされている(『日本国語大辞典』一三、六八七頁、「作手」の項)。このことから、春日社の職人に関係する号所と考えられる。この号所を購入して所持していた居住者は、「作手料」として月に米一升を「高島大東右近」へ納入している(「改帳」八月廿日、中新屋町)。「作手料」は「地子米」と同類

のものと思われ、「高島大東右近」は春日社の社家と推定されることから、神社に関わる名を冠する号所では、神社への役負担があったと考えられる。

- (60) 新修東大寺文書聖教第十七函八括一号。

- (61) 下御門町は近世奈良町の一町で、上町代担当区域の南方触口に所属した(前掲『角川地名辞典』五五七、五五八頁、「下御門町」の項)。

- (62) 前註(59)参照。

- (63) 承仕は神社の内殿を掃除し、仏具などを整備し、燈明を供え、香を焚くなどの雑役に従事するものとされる(『国史大辞典』七、五一六頁、「承仕」の項)。

- (64) 「一乗院御用日記」六、元禄七年(一六九四)閏五月五日条(京都市大文学部所蔵)。

五日 曇

湯浅三河守

一、下御門町衣や丸右衛門本承仕之家持居申候ニ付、名代高畑椿之坊を頼、本承仕役義有之時者勤候由申上ル、只今迄名代ニ頼置候出家病死仕候ニ付、此度椿之坊名代ニ頼申候旨御届申上ル、則九右衛門椿ノ坊を召連参候、扇子箱五本入椿之坊上之也

- (65) 「一乗院御用日記」二三、享保八年(一七二三)五月廿五日条(京都市大文学部所蔵)。

内侍原法眼

二条法眼

(前略)

一、六方中口上書ヲ以被相訴候者、専当仕丁公所屋敷之義為自分売払、又者外江讓申儀重而者 御寺務江相訴候様ニ被仰付被下候様ニ及言上候処、尤之事被思召候、就夫今日専当承仕年預被召寄、右之趣被 仰渡者也

- (66) 菅原憲二「近世初期の町と町入用―天正〜寛永期・京都冷泉町を中心―」(三一七頁、『京都町触の研究』所収、京都町触研究会編、岩波書店、一九九六)。

- (67) 横田冬彦「京都町式目についての断章」(七四〜七六頁、『京都市歴史資料館紀要』第一七号、一九九九)。

- (68) 鳴川町は近世奈良町の一町で、上町代担当区域の南方触口に所属した(前掲『角川地名辞典』八二五、八二六頁、「鳴川町」の項)。
- (69) 天理大学附属天理図書館所蔵保井文庫11―33―1。
- (70) 春日講は春日社信仰をもとに春日曼茶羅等を本尊として祭祀すること、日待講は太陽を信仰する町民の集まりであるという(前掲鎌田論文、八九頁)。
- (71) 例えば文政四年頃(一八二一)成立と推定される福智院町の「奈良某町年中行事町内定例」(天理大学附属天理図書館所蔵保井文庫11―33―5)の内容からは「諸祝義定法」という項目に、「面替り」「刀酒」「子酒」などの祝義が確認され、銀子に酒肴を添付して抛出されていたことがわかる。また「中筋町年行事式目帳」(一八世紀半ば―一九世紀初め頃成立の記録と推定。天理大学附属天理図書館所蔵保井文庫11―33―4)によると、町入用の類は町内の年寄・月行司が立ち合い算用されていたことも判明する。なお、福智院町は近世奈良町の一町で、上町代担当区域の南方触口、中筋町は北方触口に所属した(前掲『角川地名辞典』九六四―九六五頁「福智院町」の項、七八五頁「中筋町」の項)。
- (72) 前掲東向北町の記録「万大帳」には、正保二年(一六四五)正月に「面替」「子酒」の「樽代」として金銭の抛出があり、慶応四年(一八六八)正月では「諸祝儀納寛」という項目もみられる。
- (73) 前掲東向北町「万大帳」の享保六年(一七二一)頃の記載には、「寛」として、諸役負担の規定が記されている。
- (74) 大宮前掲書三三九頁。(表5)。
- (75) 新修東大寺文書聖教第一七函八括六二号。
- (76) 例えば、明和二年(一七六五)に栗原甚兵衛が東大寺年頭に提出した「町役掛り物」に関する報告書には、差出である栗原甚兵衛の肩書きに「公人」と記載されている(新修東大寺文書聖教第一七函八括五九号)。
- (77) 手貝町は近世奈良町の一町で、上町代担当区域の北方触口に所属した(前掲『角川地名辞典』七三四、七三五頁、「手貝町」の項)。
- (78) 西手貝町は寛永一一〜宝永七年(一六三四〜一七一〇)は半田方庄屋支配、以後は上町代担当区域の北方触口支配に所属した(前掲『角川地名辞典』八四三頁、「西手貝町」の項)。

- (79) 新修東大寺文書聖教第一七函八括六三号。
- (80) 鎌田前掲論文八三頁。
- (81) 林小路町は近世奈良町の一町で、上町代担当区域の北方触口に所属した(前掲『角川地名辞典』八九九頁、「林小路町」の項)。
- (82) 今辻子町は近世奈良町の一町で、上町代担当区域の北方触口に所属した(前掲『角川地名辞典』一七〇頁、「今辻子町」の項)。
- (83) 天理大学附属天理図書館所蔵保井文庫11―32―6。
- (84) 餅飯殿町は近世奈良町の一町で、上町代担当区域の北方触口に所属した(前掲『角川地名辞典』一〇九六頁、「餅飯殿町」の項)。
- (85) 椿井町は近世奈良町の一町で、上町代担当区域の北方触口に所属した(前掲『角川地名辞典』七二七、七二八頁、「椿井町」の項)。
- (86) 前註(38)参照。
- (87) 『奈良市史』通史四、三二頁(吉川弘文館、一九九五)。

〔付記〕

史料閲覧に際しては、奈良市角振町、奈良市内侍原町、奈良市東向北町の自治会長様・ご町内の皆様、ならびに大宮守人氏には大変なご理解・ご高配を賜り、京都大学文学部古文書室、京都府立総合資料館、興福寺、興福寺国宝館、天理大学附属天理図書館、東大寺図書館、奈良県立図書館、奈良市教育委員会文化財課、奈良市立史料保存館、奈良文化財研究所歴史研究室の諸機関の皆様には、まことに多大なご協力を頂きました。また、本稿の内容は、洛北近世史研究会(二〇〇五年五月二五日)、奈良歴史研究会例会(二〇〇五年一〇月一四日)にて報告の機会を与えて頂き、ご参加くださった皆様より大変有益なご意見を賜りました。お世話になりました皆様様に心より謹んでお礼申し上げます。